

《一般公開用》 プログラム使用許諾契約書

1. 件名 FC-DynaMoの使用許諾

2. 契約締結日 年 月 日

3. 契約当事者

使用者（甲） （住 所）
（法 人 名）
（部 署 名）
（役 職）
（氏 名）

使用許諾者（乙） （住 所）京都市西京区京都大学桂
（法 人 名）国立大学法人京都大学
（部 署 名）大学院工学研究科
（役 職）教授
（氏 名）河 瀬 元 明

本契約はNEDO事業「燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業 共通課題解決型基盤技術開発 長寿命化・高性能化達成のための設計シミュレーターの開発」において研究開発中のシミュレーションプログラムの使用権の取り扱いについて規定する。

使用者（以下「甲」という）と使用許諾者（以下「乙」という）とは、乙が使用許諾する正当な権利を有するプログラムの使用許諾に関し、次のとおり使用許諾契約を締結する。

第1条（契約の目的）

乙は、甲に対し、別表A記載のプログラム（以下「本件プログラム」という）およびこの使用に関する資料（以下「関連資料」という）を自己の研究ならびに開発の目的だけに使用するための譲渡不能・再使用許諾不能な非独占的使用権（以下「本件使用権」という）を、無償で許諾するものとする。

第2条（本件使用権の範囲）

本件使用権は次の事項を含み、その他の事項を含まない。

- (1) 機械読取り可能な形式で提供された本件プログラムを最大3台のコンピュータにインストールし、日本国内において使用すること
- (2) 本件プログラムのバックアップコピーを作成すること
- (3) 関連資料を参照すること

第3条（禁止事項）

甲は、この契約で許諾される以外、納入物について、いかなる形態によっても使用、複製、翻案、改変、組合せ、解析、公衆送信等をしてはならない。

2 甲は、本件プログラム等（改変後プログラムを含む）を、第三者に販売、譲渡、転貸、製品への付属、または使用許諾してはならない。

第4条（納入）

乙は、本件プログラムのダウンロードリンクを甲に通知する。甲は本件プログラムをインストールすることで使用権を取得するものとする。

第5条（甲が取得する権利）

甲は、この契約に基づく本件使用権のみを取得し、納入物の著作権、所有権その他いかなる権利も取得しない。

第6条（使用者の限定）

本件プログラムおよび関連資料は、甲のみが使用できるものとし、方法および態様の如何を問わず、甲は、第三者に本件プログラムおよび関連資料を使用、参照させてはならない。なお、第三者とは甲の資本提携先、業務提携先、共同研究先等の甲以外の法人、研究機関、個人を含む。

第7条（技術サービス）

乙は、本件プログラムの操作方法に関する指導、本件プログラムの保守を含むいかなる技術サービスも提供する義務を負わない。

第8条（保証範囲および責任）

乙は、甲に本件プログラムおよび関連資料を現状有姿で提供し、法律上の契約不適合責任を含む明示または黙示の保証責任も負担しない。

2 乙は、本件プログラムに含まれる機能が甲の要求を満たすこと、本件プログラムの使用中にその実行が中断されないこと、およびその実行に誤りがないことを保証しない。

3 乙は、本件プログラムにエラーまたはバグ等の不具合が存在しないことならびに甲による本件プログラムおよび関連資料の使用、参照が甲および第三者に損害を与えないことを保証しない。

4 乙は、本件プログラムおよび関連資料を使用、参照することにより得られる結果に関しては、その結果の完全性・有用性・正確性・信頼性につき、いかなる保証もしない。

5 乙は、甲が本件プログラムを使用したことに起因して甲または第三者に発生する損害について、一切責任を負わない。

第9条（秘密保持）

甲は、この契約の目的のため乙から提供された技術上または営業その他業務上の情報

のうち、乙が秘密である旨指定した事項（以下「秘密情報」という）ならびに本件プログラムおよび関連資料（以下、秘密情報、本件プログラム、関連資料を合わせて「秘密情報等」という）の内容を、第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当することを甲が証明した情報についてはこの限りではない。

- (1) 甲が秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 甲が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 乙から提供された情報によらず、甲が独自に開発した情報
 - (4) 甲がこの契約に違反することなく、かつ、提供の前後を問わず公知となった情報
- 2 前項の定めにかかわらず、甲は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとする。この場合、甲は、関連法令に違反しない限り、当該開示前に開示する旨を乙に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとする。
- 3 甲は、秘密情報等につき、当該情報等の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該情報等を第三者に開示する場合は、乙から事前に書面による承諾を受けなければならない。
- 4 甲は、乙から提供された秘密情報等を、この契約の目的の範囲内でのみ使用する。秘密情報等の複製が必要なときは、事前に乙から書面による承諾を受けなければならない。ただし、この契約の明示の定めに従い甲が行うバックアップコピーについては、甲は、乙の承諾を要せず複製を行うことができる。
- 5 乙は本件プログラムを使用した甲の法人名を公表できるものとする。

第10条（解除権等）

乙は、甲が本契約のいずれかの条項に違反していると乙が判断した場合、何らの催告なしに直ちにこの契約を解除することができる。なお、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げない。

- 2 甲は、甲の入手した本件プログラムとその複製とをアンインストールすることにより本契約をいつでも解除することができる。ただし、当該契約時において甲が負っているこの契約上の義務は解除後も存続し、甲はその履行について責任を負う。

第11条（期間）

この契約による本件使用权の有効期間は、甲が本件プログラムをインストールした日から、2026年3月31日または第10条の解除権が行使された日のいずれか早い日までとする。

- 2 第9条および第10条の規定は、この契約終了後も対象事項が全て消滅するまで有効とする。

第12条（法規制遵守）

甲および乙は、国内外で適用される、贈収賄の禁止、私的独占の禁止、公正な取引の確保、不正な競争の防止、暴力団排除およびこの他この契約に関連する法規制・条例等を順守する。

第13条（権利の譲渡、義務の承継の禁止）

甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生じる権利義務を、第三者に譲渡しもしくは承継させまたは担保権の目的とすることはできない。

第14条（協議）

この契約の各条項の解釈について疑義が生じたときまたはこの契約に定めのない事項については甲乙協議のうえ解決するものとする。

別表 A

本件プログラム	FC-DynaMo v1.3
納入物	セットアップファイル (FC-DynaMo-1.3.zip) 操作マニュアル (FCDynaMo-1.3-usersguide.pdf)